

◎新潟県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青柳高田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市本町七丁目字下紺屋町67番3から 同市幸町150番4まで	新	8.3～20.6メートル	622.1メートル
上越市本町七丁目字下紺屋町67番3から 同市本町七丁目字下紺屋町66番1まで	旧	8.3～8.4メートル	9.3メートル

備考1 路線の終点を変更する区域変更

2 路線の重複

一部区間上越市道本町七丁目国道線と重複